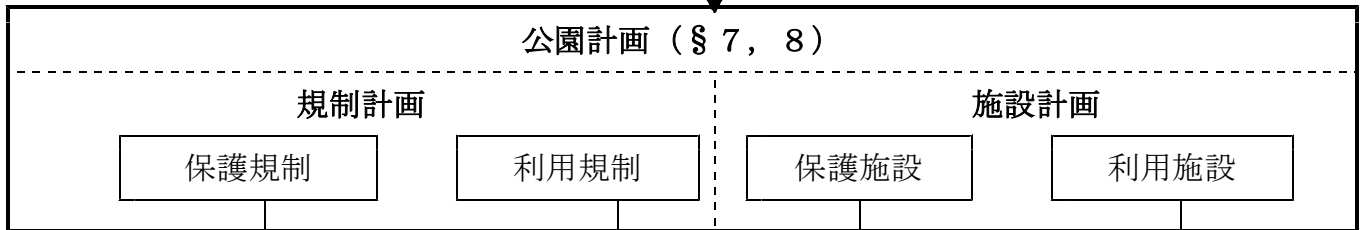


自然公園法の概要

目的	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資すること（§ 1）
責務	自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。（§ 3②）

国立・国定公園区域指定（§ 5, 6）



特別地域の指定

事業決定（区域・規模等）

地域指定と保護（§ 13, 14）			
特 別 地 域	特別保護地区	原生状態を保持	行為の実施は許可制
	第1種特別地域	現在の景観を極力維持	
	第2種特別地域	農林漁業活動について努めて調整	
	第3種特別地域	通常農林漁業活動は容認	
	海中公園地区（§ 24）	海中の景観を維持	
	普通地域（§ 26）	風景の維持を図る	届出制

公園事業（§ 9, 10）	
(利用のための施設)	
①道路・橋	
②広場・園地	
③宿舎・避難小屋	
④休憩施設・展望施設・案内所	
⑤野営場・運動場・水泳場・スキー場・スケート場・乗馬施設	
⑥車庫・駐車場・給油施設等	
⑦運輸施設	
⑧給水施設・排水施設・医療救急施設・公衆浴場・公衆便所等	
⑨博物館・植物園・動物園・水族館・博物展示施設	
(保護のための施設)	
⑩植生復元施設・動物繁殖施設	
⑪砂防施設・防火施設	
⑫自然再生施設	

行為規制

利用調整地区（§ 15 ~ 23）

公園事業執行

管理計画

* 都道府県立公園については、都道府県条例にて定めることとしている。（§ 59 ~ 68）

公園計画図

- 支笏洞爺国立公園
(洞爺湖地区の例)

